（低炭素社会推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室）

第八条　総務課に、低炭素社会推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室を置く。

2　低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　（略）

三　我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3　（略）

4　脱炭素化イノベーション研究調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

5　脱炭素化イノベーション研究調査室に、室長を置く。

6　（削る）

6‖　気候変動適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。次号及び第四号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　気候変動適応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　気候変動適応法の施行に関すること（前二号に掲げるものを除く。）。

四　前三号に掲げるもののほか、専ら気候変動適応を目的とする事務及び事業に関すること。

7‖　気候変動適応室に、室長を置く。

（地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第九条　地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。

2～5　（略）

6　フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素に係るものに限る。）。

二　（略）

7・8　（略）

第十条～第二十七条　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（低炭素社会推進室及び研究調査室並びに調査官）

第九条　総務課に、低炭素社会推進室及び研究調査室並びに調査官一人を置く。

2　低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　（略）

三　我が国における温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。次条第二項第一号及び第六項第一号において同じ。）の排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3　（略）

4　研究調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

5　研究調査室に、室長を置く。

6‖　調査官は、総務課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。

（新設）

（新設）

（地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第十条　地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。

2～5　（略）

6　フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素に係るものに限る。）。

二　（略）

7・8　（略）

第十一条～第二十八条　（略）